

平成 23 年 12 月 1 日

# 補 足 資 料

(要望にない項目等)

# 目 次

・ 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	1
・ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用	2
・ 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例	3
・ 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し	4
・ 自動車重量税印紙の交換制度の創設	5
・ 給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化	6
・ 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し	7
・ 相続税の連帯納付義務の見直し	8
・ 相続税の連帯納付義務の見直し（案）	9
・ 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設	10
・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例	11
・ 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備（案）	12
・ 国外財産に係る情報の把握について	13
・ 国外財産調書制度の創設（イメージ）	14
・ 国外財産調書制度の概要（案）	15
・ 関連企業間の利子を利用した租税回避への対応（案）－過大支払利子税制(仮称)(案)のイメージ	16
・ わが国における附帯税	17

## 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

### (概要)

法人が使途秘匿金の支出をした場合には、通常の法人税に加え、その支出額の40%の法人税を課する。

税目：法人税

適用期限：平成24年3月31日  
(前回改正：平成22年度改正)

### 【創設年度】

平成6年度

### 【制度創設の趣旨】

企業が相手先を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するために、政策的に追加的な税負担を求めるとしたものである。

### 【使途秘匿金】

使途秘匿金とは、法人がした金銭の支出（金銭以外の資産の引渡しを含む。）のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由を帳簿書類に記載していないもの（資産の譲受けその他の取引の対価の支払いとして支出されたものであることが明らかなものを除く。）をいう。

### 【使途秘匿金課税の状況】

	法人数(社)	税額(億円)
2006年度	1,540(内394)	75(内52)
2007年度	1,480(内355)	54(内30)
2008年度	1,264(内304)	44(内28)
2009年度	1,211(内248)	34(内17)

(注) 1 内書きは、調査課所管法人（原則として資本金の額等が1億円以上の法人）の計数である。

2 国税庁調べ。

## 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

(概要)

中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない。

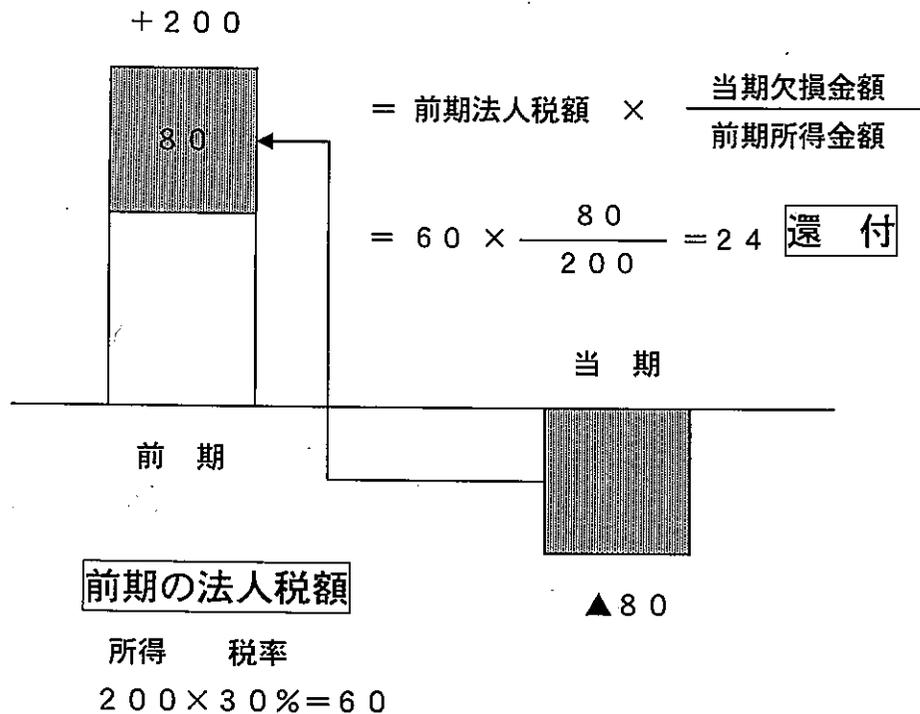
税目：法人税

適用期限：平成24年3月31日

(前回改正：平成22年度改正)

### 【欠損金の繰戻しによる還付制度（法人税法）の概要】

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。



(※) 中小企業者等とは、次の法人をいう。

- ① 普通法人のうち、事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が1億円以下であるもの（資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を除く。）又は資本等を有しないもの（相互会社及び外国相互会社を除く。）
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

## 入国者が輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに係る酒税・たばこ税の税率の特例

### 【酒税】

- ・適用対象 — 携帯輸入されるウイスキー等（別送品を含む。）
- ・適用税率 — 
 

ウイスキー、ブランデー	500,000 円/kl	ラム、ジン、ウォッカ	400,000 円/kl
リキュール	300,000 円/kl	ビール、発泡酒	200,000 円/kl

本則税率：酒税（以下のとおり） + 消費税 5%

ウイスキー、ブランデー、ラム、ジン、ウォッカ	370,000 円/kl (37度まで)	+	10,000 円/kl・度 (38度以上)	(注)
リキュール	120,000 円/kl (12度まで)	+	10,000 円/kl・度 (13度以上)	(注)
ビール、発泡酒（麦芽比率 50%以上）	220,000 円/kl			(注) アルコール分1度当たりの加算額
発泡酒（麦芽比率 25~50%未満）	178,125 円/kl			
“（麦芽比率 25%未満）	134,250 円/kl			

（参考）旅行者が携帯輸入する酒類のうち3本（1本760cc程度）までは免税とされている（恒久措置）。

### 【たばこ税】

- ・適用対象 — 携帯輸入される紙巻たばこ（別送品を含む。）
- ・適用税率 — 10,500 円/千本（本則税率 11,424 円/千本 + 消費税 5%）

（参考）旅行者が携帯輸入する紙巻たばこのうち200本（非居住者は400本）までは免税とされている（恒久措置）。

### ○ 制度の目的

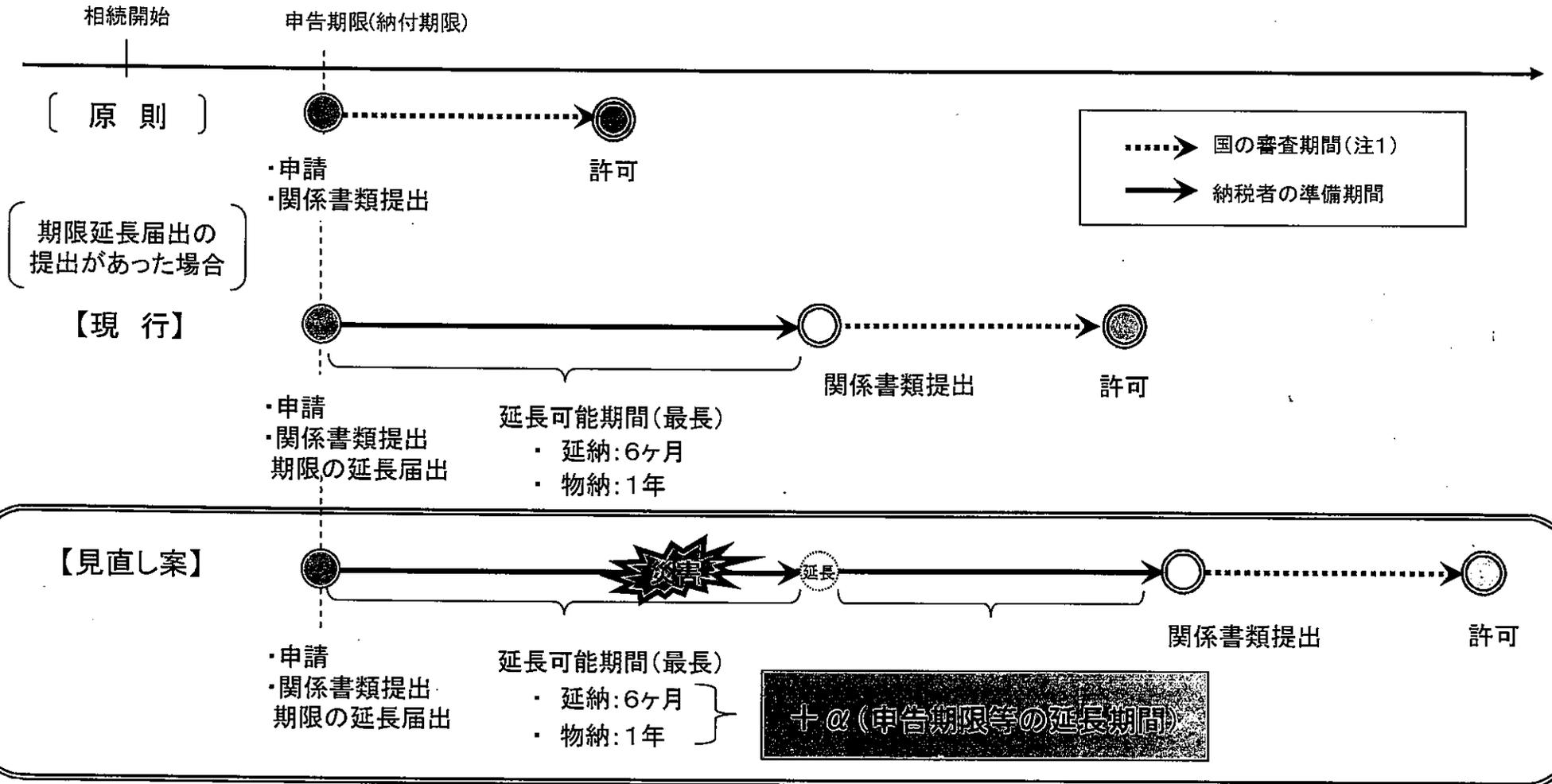
旅行者等が入国の際に輸入するウイスキー等及び紙巻たばこに課される酒税・たばこ税等の納税手続きの簡素化を図ることを目的としたもの。

### ○ 適用期限（毎年、適用期限を1年延長してきている。）

【現行】 平成24年3月31日 ⇒ 【見直し案】 平成25年3月31日

## 相続税・贈与税の延納手続等の準備期間等の見直し

相続税・贈与税の延納手続等について、災害等やむを得ない場合には、納税者の準備期間又は国（税務署）の審査期間に一定期間を加算する。



※ 「やむを得ない場合」とは、災害が発生した場合のほか、2次相続が発生した場合や不服申立てを行っている場合をいう。

(注1) 国の審査期間(原則3ヶ月。なお、延納は最長6ヶ月、物納は最長9ヶ月まで延長可)についても、上記と同様の措置を講ずる。

(注2) 東日本大震災の被災者等に関する延納手続等については、震災対応第2弾(現在審議中)で措置している。

## 自動車重量税印紙の交換制度の創設

- 自動車重量税印紙については、印紙を所持している業者等において、印紙を死蔵させることなく、納税を行えるよう、平成26年10月1日までに収入印紙にも設けられている交換制度を新たに創設する。

### 【自動車重量税印紙 現行券面額】

100	2,800	7,000	20,000
200	3,000	7,500	25,200
500	4,400	8,800	31,500
1,000	5,000	10,000	37,800
2,500	6,300	13,200	56,700

### (参考)収入印紙の交換制度

交換の対象: 汚染又は損傷されていない  
収入印紙

(使用済みのもの、貼り付けられた文書  
から切り取ったもの、貼り付けられた  
文書から剥がしたものの等は交換不可)

交換方法: 郵便局において交換請求  
(一時預かり制度あり)

交換手数料: 1枚につき5円  
(10円未満の印紙はその半額)

収入印紙の買戻し(現金との交換)は行って  
いない。

給与所得者の扶養控除等申告書等の源泉徴収義務者保管規定の法令化

給与所得者



源泉徴収義務者を  
経由して税務署長に提出



(扶養控除等申告書等)

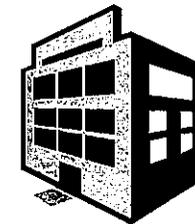
源泉徴収義務者



《実務上》

源泉徴収義務者は、  
扶養控除等申告書等を  
保管の上、給与等の  
源泉徴収の際活用

税務署



現行の取扱い

税務署長は必要がある場合には提出を求め、  
源泉徴収義務者において保管(所得税基本通達等)

見直し案

法令上、必要がある場合の税務署への提出規定及び源泉徴収  
義務者の保管規定を創設し、現行の取扱いを明確化

※ 「扶養控除等申告書等」には、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書、退職所得者の受給に関する申告書、財形住宅(年金)貯蓄申告書等が含まれる。

# 給与、退職手当等に係る源泉所得税の納期限の特例の見直し

## 《源泉所得税の納付期限》

[現 行]

原則 [全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付

### 給与等の納期の特例 (所得税法)

〔給与等の支払を受ける者が  
常時10人未満等の場合〕

1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月10日  
までに納付することができる。

- ・ 昭和42年創設

### 納期限の特例 (租税特別措置法)

〔税務署に届出をした者のうち、  
各年の年末の納付状況をチェッ  
クし滞納税額がない場合〕

(1月～6月分 同左)  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができる。

- ・ 創設(昭和60年度)以後25年超を経過し、制度が定着
- ・ 近年においては、納期の特例の適用者の大部分(約95%)が納期限の特例を届出
- ・ 納期限の特例の届出者のうち、要件を満たさない者の割合は僅少

[見直し案]

原則 [全ての源泉所得]  
支払日の翌月10日までに納付

### 給与等の納期の特例 (所得税法)

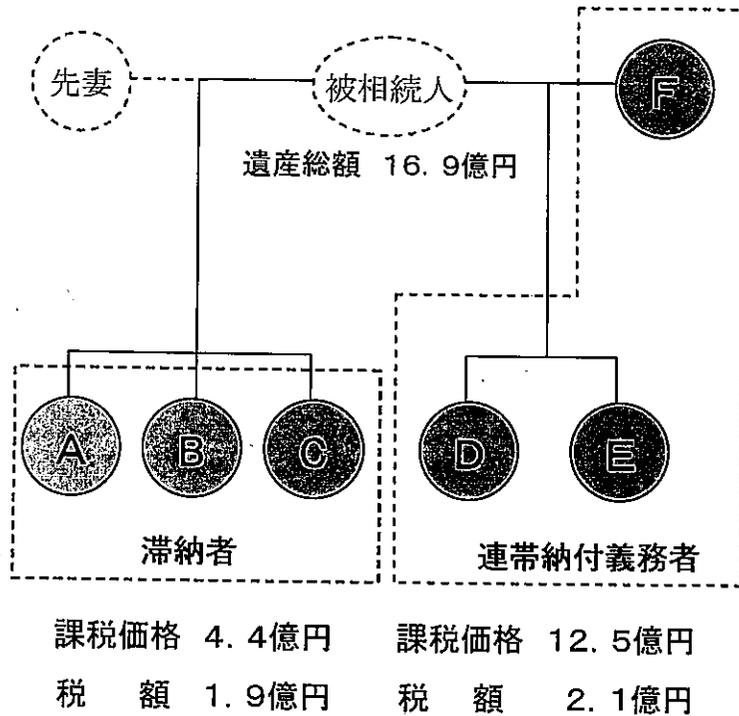
〔給与等の支払を受ける者が  
常時10人未満等の場合〕

1月～6月分 → 7月10日  
7月～12月分 → 翌年1月20日  
までに納付することができる。

# 相続税の連帯納付義務の見直し

第18回税制調査会提出資料

## ○ 連帯納付義務を追及した事例



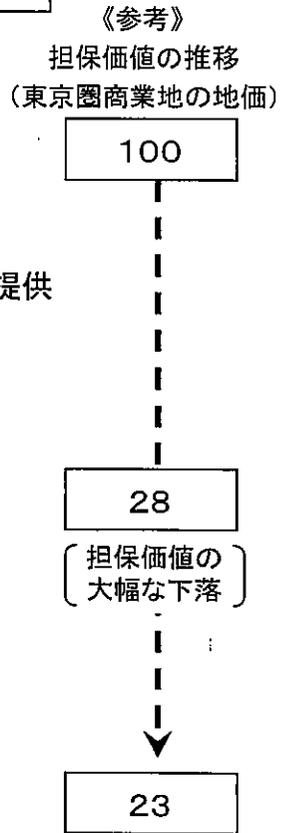
H 3. 9 相続開始

H 4. 3 D、E、F 納付(延納、物納 ⇒ 完納)  
A、B、C 0.4億円 納付、1.5億円 延納  
利子税と合わせて2.2億円の担保提供

H 5. 3 A、B、Cに順次滞納発生  
↳ (一部納付)

H12.10 A~Cの延納許可取消し  
本税1億300万円、利子税2,500万円、  
延滞税1,600万円の支払義務発生  
(一部納付)

H19. 7 D~Fに連帯納付義務追及 2.3億円  
〔内訳: 本税9,400万円、利子税2,500万円、  
延滞税(H5~)1.1億円〕



- 長期間経過後に連帯納付義務を追及することを強要する制度は、連帯納付義務者を長期間不安定な状況に陥らせ、「不意打ち」になるとの批判があることについてどう考えるか。
- 担保を提供の上で延納しているのに、担保価値の下落リスクを税務当局ではなく担保提供した者以外の納税者が負う姿となっていることについてどう考えるか。
- 連帯納付を全く追及しない場合には、租税債権が満足されず、財政負担(ひいては他の納税者の負担)となることについてどう考えるか。

## 相続税の連帯納付義務の見直し(案)

相続税の連帯納付義務について、連帯納付義務者にとって過酷となるケースの発生を防止しつつ、一般納税者との間の公平を確保する観点から、次の場合には、連帯納付義務を解除する。

① 申告期限から5年を経過した場合※

(参考)徴収権の消滅時効・・・5年(国税通則法72条)

② 担保を提供して延納又は納税猶予の適用を受けた場合

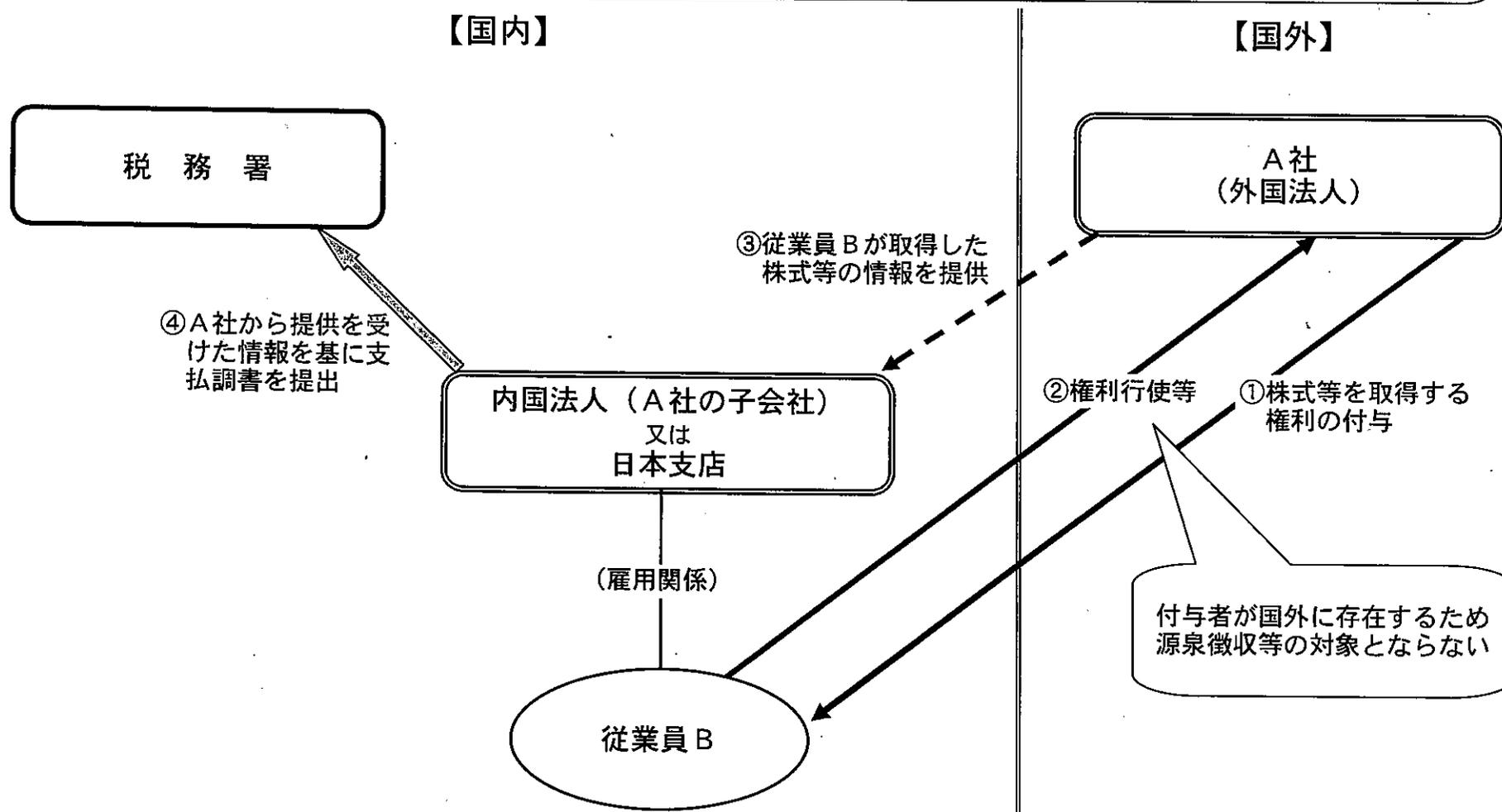
※ 期限後申告、修正申告、更正、決定があった場合には、これらがあった日から5年とする。

また、5年経過時点で既に連帯納付義務の履行を求めているものについては、継続して履行を求める。

## 外国親会社等から付与された株式等を取得する権利の行使等に関する調書制度の創設

外国親会社から内国子法人の従業員等に対して株式等が直接付与されたことによる所得の申告漏れが多数把握されている状況を踏まえ、外国法人の子会社である内国法人又は外国法人の国内にある支店の従業員等が、その外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等により当該外国法人の株式等を取得したときは、当該内国法人又は国内の支店の長は、当該株式等の種類その他一定の事項を記載した調書を提出しなければならないこととする制度を創設する。

(注) 当該外国法人の株式の交付に代えて現金が給付される場合も、同様とする。



## 社会保険診療報酬の所得計算の特例

社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置について（抜粋）（10月28日 財務大臣及び厚生労働大臣に対して意見表示）

- 多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態を踏まえ、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

## 徴収共助・送達共助に係る国内法の整備（案）

### 【改正案の概要】

税務行政執行共助条約（マルチ条約）や二国間条約の国内担保法を整備する観点から、現行の租税条約実施特例法の徴収共助の規定（11条）について次のような点の見直しを行うこととする。

- ① マルチ条約や OECD モデル条約では、一般私債権者の債権回収機会を損なわないよう、外国租税債権には優先権を認めないこととされており、国内法についてもそれに対応した見直し。
- ② 徴収共助を行わない事由（除外事由）を整備するとともに、徴収共助の具体的な手続の明確化等。

※実特法 11 条 政府は、租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の租税につき当該相手国等の政府から徴収の嘱託を受けたときは、国税徴収の例によりこれを徴収する。この場合において、当該租税及びその滞納処分費の徴収の順位は、それぞれ国税及びその滞納処分費と同順位とする。

### 1. 外国租税債権の優先権の否定

- ① 外国租税債権には国税徴収法の優先権の規定（例：国税徴収法 8 条 国税優先の原則）を適用しないこととする。
- ② 外国租税債権の徴収手続が民事執行・倒産手続と競合した場合には外国租税債権に優先配当されないよう所要の措置を講ずる。

### 2. 共助を実施しない事由（除外事由）の整備

- 我が国の国益に悪影響が及ぶ場合や、私人の権利を制約することに鑑みれば相手国に協力するのが適当でない場合として、相手国で納税者の権利救済の機会が適切に確保されていない場合などについては、共助に応じないこととする旨の規定を整備する。

### 3. 徴収共助実施手続等の整備

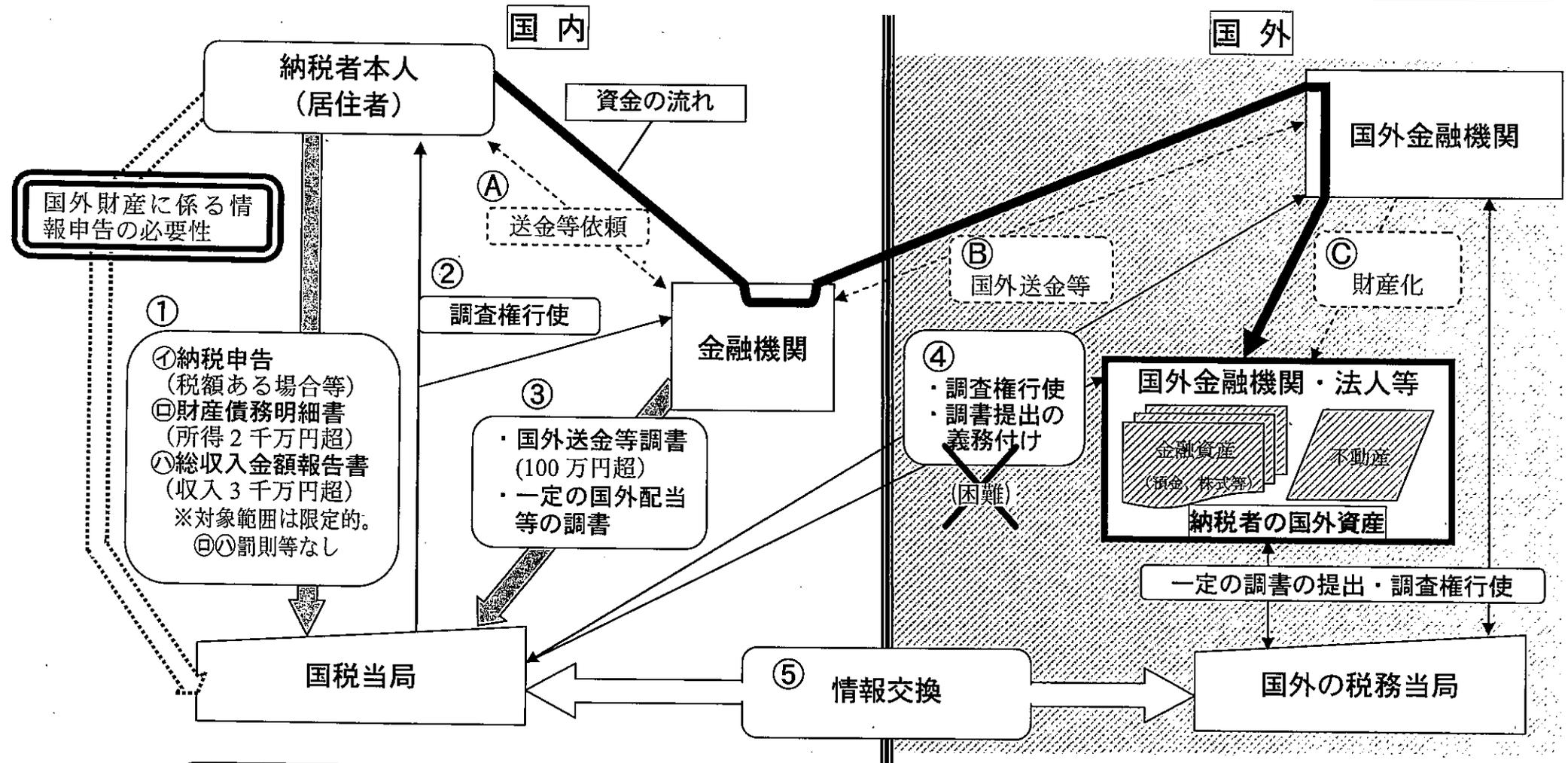
- ① 徴収共助の開始から終了までの手続等を整備（外国租税の納税義務等は当該外国の法令が適用されること、外国租税は自国租税と同様に徴収すること、外国租税の金額等は当該外国でしか争えないこと、要請に応じ財産の保全共助を行うこと等の条約の規定に対応するため、徴収手続における国税徴収法等の準用や実質再審理の禁止に係る規定、保全共助手続等の規定を整備）する。併せて、徴収共助に係る滞納処分免脱罪や守秘義務違反等の罰則規定を整備する。
- ② 我が国が外国に徴収共助を要請できるようになることを踏まえ、外国に共助要請をした国税に係る徴収の時期や充当方法の規定の整備その他所要の措置を講ずる。

### 4. 文書送達共助実施手続等の整備

- 文書送達共助の実施等のための国内法を整備する。

# 国外財産に係る情報の把握について

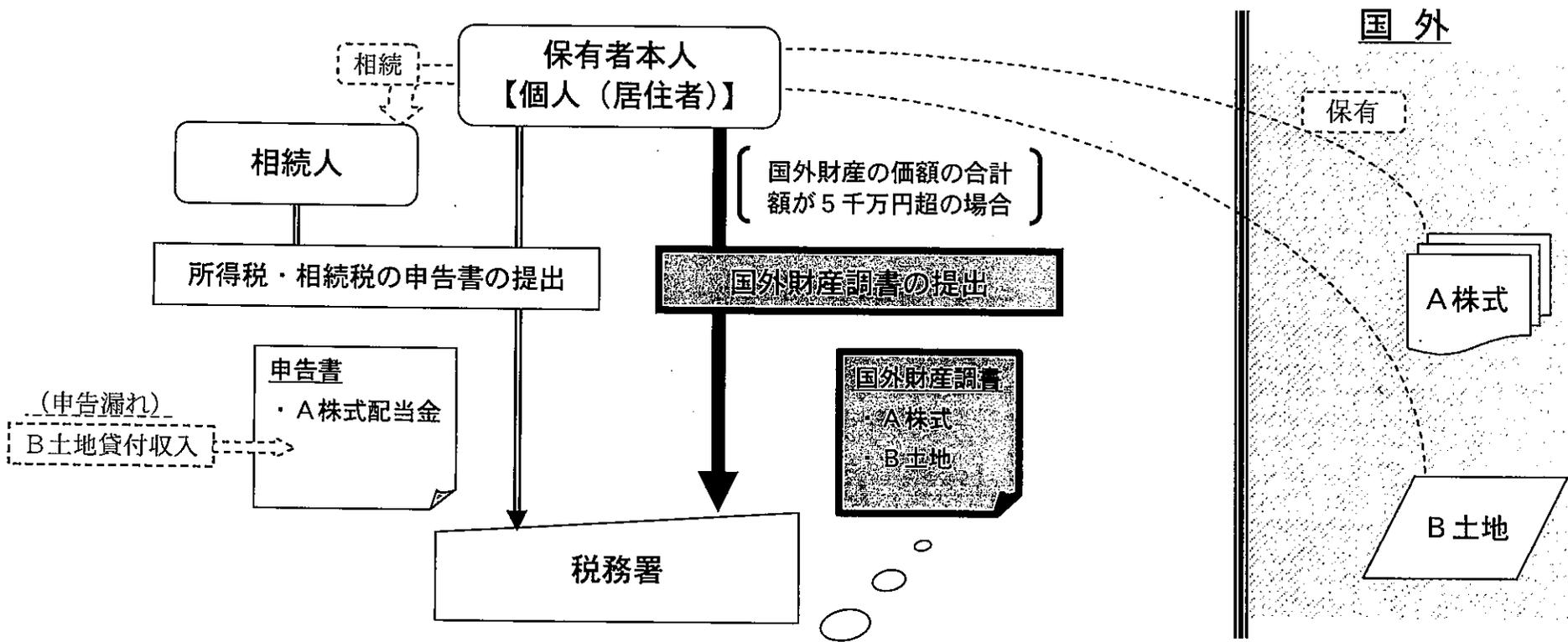
○ 国外財産に係る情報については、①執行管轄権の制約から、国外の金融機関等に対して調書の提出を求めることや税務調査権限を行使することは困難であり、また、②租税条約等に基づく外国当局との情報交換でも網羅的に納税者の情報の提供を要請することは困難であるなど、国内財産と比べ把握体制が脆弱。



○ 今後、「納税者本人」に対し、その保有する国外財産について情報申告を求めることを検討してはどうか。

# 国外財産調書制度の創設（イメージ）

- 国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れについては、近年、増加傾向にある状況。
- 内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人（居住者）に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。



- 提出促進策**
- 国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合において、
    - ① 国外財産調書に国外財産の記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減する。（所得税・相続税）【優遇措置】
    - ② 国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する。（所得税）【加罰措置】
- （注）故意の調書不提出・虚偽記載についての罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を整備する（併せて情状免除規定を設ける）。

## 国外財産調書制度の概要（案）

### 1. 国外財産調書の提出

その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、翌年3月15日までに税務署長に提出する。なお、国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しない。

### 2. 提出促進策

#### (1) 調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特例（優遇措置）

国外財産に係る所得税又は相続税の申告漏れ又は無申告について、提出された国外財産調書（更正・決定を予知して期限後に提出されたものを除く）に、次のとおり、当該国外財産の記載がある部分については、過少申告加算税（10%、15%）又は無申告加算税（15%、20%）は、当該所得税又は相続税の5%に相当する金額を控除してこれらの加算税を課する。

- ① 国外資産に起因して生じた所得に係る所得税について申告漏れがある場合において、その年分の国外財産調書（譲渡、解約等がある場合はその前年分の国外財産調書。次の(2)において同じ）に、当該国外財産の記載があるとき
- ② 国外財産に係る相続税について申告漏れがある場合において、相続の年分の国外財産調書又はその前年分の被相続人の国外財産調書のいずれかに、当該国外財産の記載があるとき

#### (2) 調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例（加罰措置）

上記(1)①の所得に係る所得税について申告漏れ又は無申告である場合において、その年分の国外財産調書について、その提出がないとき又は当該国外資産の記載がない（記載不備を含む）部分については、過少申告加算税（10%、15%）又は無申告加算税（15%、20%）は、当該所得税の5%に相当する金額を加算してこれらの加算税を課する。

### 3. 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）について整備する（併せて情状免除規定を設ける）。

### 4. 平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用する（上記の3の罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用する）。

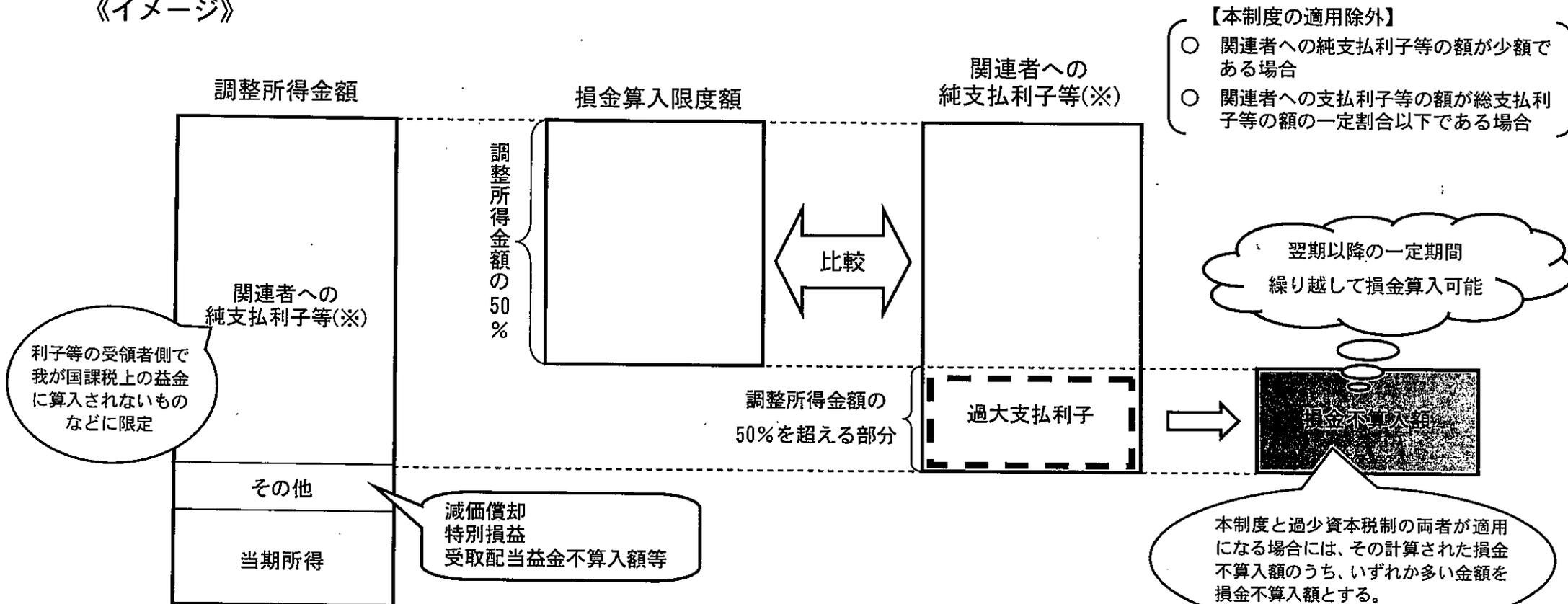
# 関連企業間の利子を利用した租税回避への対応（案）

— 過大支払利子税制（仮称）（案）のイメージ —

## 【改正案】

所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等（※）の額のうち調整所得金額の一定割合（50％）を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする。

## 《イメージ》



※ 関連者（持株割合 50% 以上又は実質支配・被支配関係にある者及びこれらの者による債務保証を受けた第三者等）への支払利子等の額からこれに対応する受取利子等の額を控除した純支払利子等の額を対象とする。

## わが国における附帯税

○適正かつ円滑な申告・納付を確保するため、本税と併せ、以下の「附帯税」が賦課徴収される仕組みが設けられている。

発生場面		附帯税
課税関係	過少申告による課税漏れ	<b>過少申告加算税</b> ○追徴税額の10%又は15%（期限内申告税額相当額又は50万円のいずれか高い方を超える部分） （注）修正申告を自主的に行った場合や、正当理由があるときは課されない。
	無申告による課税漏れ	<b>無申告加算税</b> ○追徴税額の15%又は20%（50万円超の部分） （注）期限後申告を自主的に行った場合は、5%に軽減（この場合、重加算税は課されない）。また、正当理由がある場合や、期限内申告の意思があると認められる一定の場合は、課されない。
	源泉徴収税額の納付漏れ	<b>不納付加算税</b> ○不納付額の10% （注）期限後納付を自主的に行った場合は、5%に軽減（この場合、重加算税は課されない）。また、正当理由がある場合や、期限内納付の意思があると認められる一定の場合は、課されない。
	仮装隠蔽による課税漏れ	<b>重加算税</b> ○追徴税額の35%（過少申告加算税又は不納付加算税に代えて）又は40%（無申告加算税に代えて）
徴収関係	延納	<b>利子税</b> ○7.3%（年率） ○特例で「公定歩合（前年11月末現在）+4%」まで軽減（平成23年は4.3%） （注）相続税・贈与税については、各種軽減規定あり。
	滞納	<b>延滞税</b> ○原則 14.6%（年率） ○例外 7.3%（納期限から2月以内、納税の猶予等を受けた場合） 特例で「公定歩合+4%」まで軽減（平成23年は4.3%） （注1）災害による納税の猶予期間中や滞納処分の停止期間中などは、延滞税は課されない。 （注2）民事と異なり、延滞税は「単利」であり、納付した税額は「本税に先に充当」される。
【参考】 還付金等	<b>還付加算金</b> ○7.3%（年率） ○特例で「公定歩合+4%」まで軽減（平成23年は4.3%）	